

益城町地域公共交通会議運賃協議分科会設置要綱

令和 6 年 3 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 4 項に規定する路線等に係る運賃等について協議するため、益城町地域公共交通会議設置要綱（平成 2 3 年益城町告示第 1 6 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、益城町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 分科会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について、協議を所掌する。

(組織)

第 3 条 分科会は、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、交通会議の会長が指名する者で構成する。

(分科会委員長)

第 4 条 分科会に委員長を置く。

- 2 委員長は、交通会議の会長が指名する。
- 3 委員長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

(会議)

第 5 条 分科会の会議は、当該委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 分科会の議事は、出席した当該委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 当該委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 委員長が特に必要と定めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に代えることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別

に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。